



東京の木多摩産材認証制度実施 要領全部改正へ



一般社団法人東京都森林協会
代表理事会長 小澤 順一郎



一般社団法人東京都森林協会は平成29年9月、東京の森林が自然豊かで多様な環境を保つとともに、継続的に優良材を生産できるよう、

森林の保全、林業・木材産業の振興を通じて地域社会の活性化に寄与することを目的として設立し、解散した東京都森林組合連合会が担ってい

した「多摩産材認証協議会」の事務局機能を引き継ぎ、現在に至っています。

この度、東京の木多摩産材認証制度実施要領を全面的に改めましたので、以下その背景と概要をご説明いたします。

「多摩産材認証制度とは」

外国産材の輸入増、国産材の取引や価格が低迷する中、平成15年6月17日「地域材利用推進のための報告会」の名称の下、認証制度創設に向けた合意が形成されました。その後、「多摩産木材認証制度創設検討会（平成16年3月）」に発展し、「産地証明」の必要性が確認され、製材業者を中心とする「製品部会」と森林所有者を中心とする「森林部会」での準備が進められ、多摩産材認証制度創設が合意されました。

平成18年1月13日多摩産材認証協議会が設立され、初代会長に井上公基氏（日本大学教授）を選出し、翌月23日、第2回多摩産材認証協議会にて「多摩産材認証制度実施要領」（当時の名称）を制定、運用が開始されました。

「要領全部改正の必然性は」

制定から20年経過する中、青梅市河辺町に多摩産材情報センターが稼働（平成26年6月）、多摩産材取引のマッチング業務も拡大、充実しました。平成31年頃から、製材業者から仕入れている2、3次加工事業者の制度加入の検討が、また、一般消費者への認知度向上に向けた新たなブランドマーク導入の検討も始まりました。

令和2年4月多摩産材認証協議会総会にて新会長に東京大学の吉岡拓如准教授を迎えるとともに委員の拡大により、制度拡充の協議が進展しました。

公募により選ばれた「愛称マーク」と、2、3次加工事業者を主体とする「利用事業者」を制度化する要領改正が令和4年3月総会で承認され、川上から川下までを認定事業者が「東京の木多摩産材」を繋ぐ態勢が確立しました。

「改正クリーンウッド法の遵守に向けて」

令和7年4月1日に施行された改正クリーンウッド法で「素材生産販売事業者」には出荷材の合法性確認木材としての情報提供が求められ、出荷先となる原木市場は合法性確認の義務を負うこととなりました。伐採届・森林経営計画認定書・売買契約書等が合法性を証明する書類となります。

これらの法的要求事項を満たすべく、令和6年12月以降、東京都の指導の下、関係機関からの意見・要望等を踏まえ、令和7年9月30日付にて「東京の木多摩産材認証制度実施要領」を全面的に改めることといたしました。

「全部改正の9つのポイントは」

全部改正となった東京の木多摩産材認証制度実施要領のポイントは、次のとおりです。

(1) 改正クリーンウッド法遵守の合法性確認の証明書類等の整備、原木以外の枝葉・根株・林地残材等の取扱の明確化

- (2) 積み重ねた改正から生じた判り難くなった要領体系を見直し、再構築
- (3) 製材品流通以外の原木流通形態（チップ・合板等の取扱事業者）の制度化
- (4) 対象となる森林要件の明確化
- (5) 登録事業者（森林所有者・原木市場等）の要件定義の明確化
- (6) 製材業者等に利用事業者権利を付与
- (7) 「愛称マーク」使用料金の廃止
- (8) 様式等の簡素化
- (9) 過去の内規、確認書等の統廃合

「要領改正の要点は」

(1) 改正クリーンウッド法遵守

- ア) 「多摩産材認証確認書」に伐採地番の記載、伐採届又は森林経営計画書（写）を添付、また、公共事業伐採の場合は契約書等（写）を付けて、合法性を確認します。
- イ) 枝葉・根株等に対する需要対応は、ア) で示された伐採地の原木に附属する枝葉・根株等を産地認証の対象とします。

(2) 要領体系の整備

度重なる改正で体系が錯綜していた条文を全面的に改め次のとおり整理しました。

理念、概要図（前文）

行動指針、要領の概要図（次頁に掲載）

趣旨、CW法、認証（第1条から第3条）

遵守事項、産地証明

対象森林（第4条）

当制度で対象とする森林を明確化

定義（第5条から第8条）

「東京の木多摩産材」を定義

「とうきょうの木」商品を定義

登録事業者定義（第9条から第13条）

森林所有者定義を拡充

原木流通の「貯木場」及び「チップ・合板等事業者」の新設

事業者毎に認定要件を設定

利用事業者定義 (第14条から第18条)

利用事業者の責務、範囲、認定対象、認定要件を記載

製材業者及びチップ・合板等業者に第16条で利用事業者資格付与を明記

認定・審査 (第19条から第24条、第27条)

認定事業者 (登録事業者・利用事業者) を定義

認定手続、審査、認定料、審査委員会等

愛称マーク (第25条、第26条)

愛称マークの定義

利用規則は別紙5、使用規格は別紙6で規定

愛称マーク使用料は廃止

検証 (第28条)

産地証明制度の根幹となる分別管理の自主検査を規定

詳細は別紙8及び8-1で定める。

別紙 (別紙1～10) 補足説明、申請等様式

主伐事業 (森林循環に資する花粉発生源対策事業) から産出される原木の全てを「東京の木多摩産材」として認証することができることになりました。

(4) 対象森林、登録事業者の定義

対象森林は森林の循環及び保全に資する森林を基本とし、公共事業で伐採する場合の対象森林を明確に決めました。

森林整備・管理方法等が多様化する現状より森林所有者とする要件を5項目としました。

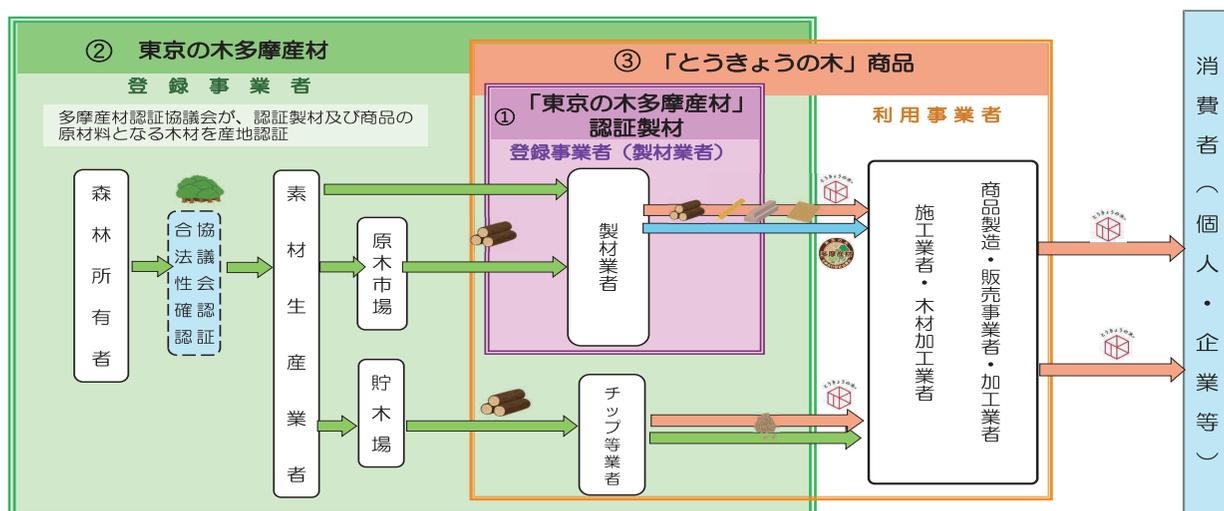
製材業者も製材業以外に木材製品の加工販売の利用事業を手掛けており、愛称マーク使用の要望が多数あることから、全製材業者に利用事業者資格が付与されました。

(5) 「とうきょうの木」の商品の定義

「とうきょうの木」の商品は「東京の木多摩産材」

東京の木多摩産材認証制度 概要図

- ① 「東京の木多摩産材」 認証製材 → (伐採～製材を一貫して登録事業者が取扱った「東京の木多摩産材」)
 ② 東京の木多摩産材 原木 → (登録事業者の森林又は公共事業で伐採される森林から生産された産地認証木材)
 ③ 「とうきょうの木」 商品 → («東京の木多摩産材」又はそれを原材料とする商品)



令和7年9月30日 多摩産材認証協議会

(3) 登録事業者の拡大

(公財) 東京都農林水産振興財団が運営する原木流通拠点の「貯木場」を原木市場枠として制度化し、貯木場で取引するチップ・合板等の事業者も登録事業者申請可能としました。財団が実施する

を原材料として製造されたものと定義され、愛称マークを表示することができます。

製造に係る原材料の比率や製造は利用事業者の責任で管理し、必要に応じて検証 (公開) することが求められています。

愛称マーク使用手続きを簡素化し、「とうきょうの木」商品の普及宣伝に活用しやすくなりました。経過措置で無料となっておりました愛称マーク使用料は廃止としました。(愛称マーク使用規則の附則の2)

(6) 附属資料 (説明資料、様式集)

別紙1から10に、認証の流れや補足説明、申請等様式を収めました。

「産地証明制度の充実への取り組み」

「産地証明」は東京の木多摩産材認証制度の基本の考えです。この仕組は「東京の木多摩産材認証確認書」に森林所在地、森林所有者、素材生産業者、原木市場等がそれぞれの責任の下に必要事項を記載することにより、原木の流通経路を証明するものです。

様式第1号(第4条2項関係)

東京の木多摩産材認証確認書

森林所有者記入	伐採森林の所在地 (代表地番を記載する。)	東京都			番地
	種別 (要領第4条の対象森林)	(主伐間伐別)	森林経営計画(計画書写し)		
	主伐	花粉対策事業(伐採造林届出書写し)			
	間伐	公的伐採(森林再生 日照権等 公共工事) 森林認証・その他() (伐採造林届出書・公的伐採の事業名等を含む契約書等の写し)			
面積・樹種・材積	面積	樹種	材積	原木市場等及び製材業者は、要領第6条及び別添1の規定により取扱数量等を協議会に報告する。	
	区域面積	スギ	m ³		
	ha	ヒノキ	m ³		
	間伐の場合 間伐率 %	その他 ()	m ³		
森林所有者	登録番号				
	氏名				
協議会記入	令和 年 月 日	承認印			
	承認番号				
素材生産業者記入	伐採期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日			
	登録番号	記入年月日	令和 年 月 日		
最終受領者記入	素材生産業者 代表者名				
	登録番号	記入年月日	令和 年 月 日		
	原木市場等 又は製材業者 代表者名				

訂正箇所には、必ず訂正印を押印のこと。但し、森林の所在地・種別の訂正は認めない。
 問合せ: 多摩産材認証協議会(事務局: 一般社団法人東京都森林協会)
 〒190-0181 日の出町大久野7852、TEL042-597-2881、FAX042-597-1520
 令和7年9月30日改正版

今回の改正では、「東京の木多摩産材認証確認書」に必要事項を記載し、合法性確認情報である次の書類を添えて多摩産材認証協議会に提出することを義務化しました。

- ①伐採地の地図
- ②伐採造林届出書又は森林経営計画書の写し
- ③公共事業の場合は契約書等の写し

なお、製材業者が原木市場を介さず素材業者から直接受け入れした場合は、樹種、数量等の情報を遅延なく多摩産材認証協議会に報告することが必要です。

最終的に、多摩産材認証協議会は、提出書類が添付された「東京の木多摩産材認証確認書」を受付し、合法性確認情報を保管、管理します。

「東京の木多摩産材認証制度実施要領」

東京都森林協会HPでご確認出来ます。

Webサイト

<https://tokyo-shinrinkyokai.com>



ご質問、お問合せはHPの「お問合せコーナー」又は、電話でお願いいたします。

連絡先 042-597-2881

とうきょうの木® 普及宣伝活動について

多摩産材認証協議会では令和7年度から、「とうきょうの木」の商品の宣伝と普及を図ること目的にとうきょうの木広報事務局を開設いたしました。

Webサイト

<https://tokyonoki.jp/>



皆様に役立つ情報ツールとして様々な取り組み内容が確認できますので是非ともご覧頂ければと思います。

とうきょうの木広報事務局は下記の連絡先までお願いします。

Webサイト

koho@tokyonoki.jp

